

1.1 変更の登記

■登記に関する詳細は、事務所の所在地を管轄する法務局にお問い合わせください。

(1) 変更の登記

NP0法人の設立登記を行った後、定款、役員等の変更により、登記事項に変更があった場合は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければなりません。

ただし、「資産の総額」に変更があれば、主たる事務所の所在地、従たる事務所の所在地ともに、事業年度終了後3か月以内に変更の登記を行います(組合等登記令第3条、第11条)。

なお、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布の日(平成28年6月7日)から2年6か月以内において別途政令で定める日以降は、毎年度貸借対照表を公告することとなり、法務局での「資産の総額」の登記が不要となります。

①登記事項の変更(資産の総額を除く)

事務所の所在地
理事(代表権の制限に関する定めがある場合は代表以外の役員登記は不要)
定款変更(登記している事項に変更があった場合)



主たる事務所を管轄する法務局	→	2週間以内
従たる事務所を管轄する法務局	→	3週間以内 に変更登記

②「資産の総額」の変更

主たる事務所を管轄する法務局	}	事業年度終了後3か月以内に変更登記
従たる事務所を管轄する法務局		

(2) その他の登記

(1)の他に、合併、解散等などの場合に登記を要しますので注意してください。